

J-OBD II を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の概要

参考資料 1

背景

- ◇ 自動車の安全・環境性能向上に伴い、電子制御による新技術の利用が拡大
- ◇ こうした新車時の優れた性能を使用過程時においても適切に維持できるよう、J-OBD II を活用した点検整備情報等の提供方法等を定め、自動車の環境保全等を図る必要がある。

第1条【目的】 第2条【定義】

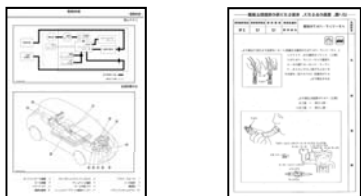
第3条【対象自動車】

○J-OBD II を義務付けられた自動車（ガソリン又はLPGを燃料とする乗車定員10人以下又は車両総重量3.5t以下の自動車等）

第4条【点検整備情報等の提供】

- 自動車製作者等は、次の情報を提供すること。
 - ・整備要領書等
 - ・全ての故障コードに関する情報
 - ・リプログラミングの実施に関する情報 等
- 提供は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでなく、有償の場合は適正な価格で行われること。（第5条、第6条について同じ。）

整備要領書等の例



第5条【外部故障診断装置開発情報の提供】

- 自動車製作者等は、次の情報を提供すること。
 - ・故障コード、エンジン関連現在情報出力機能等を表示させるための情報
 - ・リプログラミングの実施に関する情報（※専用スキャンツール提供のときは行わなくてよい。） 等

外部故障診断装置（スキャンツール）の例



第6条【専用外部故障診断装置の提供】

- 自動車製作者等は、以下の機能を有する専用外部故障診断装置を提供できる。
 - ・リプログラミングを実施する機能
 - ・制御装置の調整を可能とする機能等のうち特別の注意を必要とするもの
- 専用外部故障診断装置の提供には、自動車の整備に関する技術的能力等を要件とできる。

専用外部故障診断装置（専用スキャンツール）の例（各社で異なる）。



第7条【国土交通大臣の確認等】

- 自動車製作者等は、第4条から第6条について指針に適合しているか確認を求めることができる。
- 国土交通大臣は、指針に適合している場合は公表を行う。（変更、取り消しがあった場合も公表する。）
- 国土交通大臣は、この指針に適合するよう指導及び助言を行うことができる。

附則【施行期日等】

○第4条関係は平成23年4月1日、第5条関係は平成24年4月1日、第6条関係は平成25年4月1日より適用。（輸入車はそれぞれ2年後に適用。）